

## 第18回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和4年1月25日(火) 13時30分  
第18回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和4年1月25日(火) 13時30分

3. 閉 会 令和4年1月25日(火) 14時15分

4. 出席委員

1番 青柳	2番 山口	3番 馬場	4番 星	5番 尾崎
6番 田中	7番 泉	8番 東城	9番 岩井	10番 市村
11番 波多野	12番 菅野	13番 佐藤	14番 小池	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 2番 山口委員 11番 波多野委員

6. 議事録署名委員 5番一尾崎委員 6番一田中委員

7. 付議議件 議案第84号 農地法第18条の規定による合意解約通知について  
議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第86号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第87号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第88号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について  
議案第89号 農用地利用配分計画案に係る意見照会に対する回答  
について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉  
事務局 笠井 孝弘  
 神矢 拓郎  
 羽田野 由美子

## 9. 会議の概要

事務局	<p>第 18 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席委員は 2 番-山口委員、11 番波多野委員となっております。</p> <p>出席委員は 16 名中 14 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p> <p>議長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは第 18 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名員に、5 番-尾崎委員、6 番-田中委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 84 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明お願ひします。</p>
事務局	<p>議案第 84 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号 1、関係の土地については、字越川 11 筆、地目畑、合計面積は 77,836 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 26 年 5 月 30 日から令和 6 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 8 月 13 日となっております。</p> <p>番号 2、関係の土地については、字美咲 3 筆、地目畑、合計面積は 17,498 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 26 年 12 月 22 日から令和 6 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 11 月 18 日となっております。</p> <p>番号 3、関係の土地については、字朱円東 4 筆、地目畑、合計面積は 36,766 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 4 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 11 月 19 日となっております。</p> <p>番号 4、関係の土地については、字峰浜 3 筆、地目畑、合計面積は 49,424 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 29 年 3 月 29 日から令和 4 年 3 月 28 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 11 月 19 日となっております。</p> <p>番号 5、関係の土地については、字美咲 4 筆、地目畑、合計面積は 7,610 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 31 年 3 月 26 日から令和 11 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 1 月 13 日となっております。</p> <p>番号 6、関係の土地については、字峰浜 9 筆、地目畑、合計面積は 98,104 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 2 年 12 月 23 日から令和 13 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 12 月 6 日となっております。</p> <p>番号 7、関係の土地については、字大栄 1 筆、地目畑、面積は 21,000 m<sup>2</sup>、利用権の</p>

種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 6 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 1 月 13 日となっております。

番号 8、関係の土地については、字大栄 1 筆、地目畠、面積は 19,688 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 6 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 1 月 13 日となっております。

番号 9、関係の土地については、字大栄 2 筆、地目畠、合計面積は 28,102 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 6 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 1 月 13 日となっております。

番号 10、関係の土地については、字峰浜 6 筆、地目畠、合計面積は 37,438 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 2 年 12 月 23 日から令和 13 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 1 月 14 日となっております。

番号 11、関係の土地については、字朱円東 2 筆、地目畠、合計面積は 24,456 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 2 年 12 月 23 日から令和 13 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 1 月 14 日となっております。

番号 12、関係の土地については、字朱円東 3 筆、地目畠、合計面積は 52,520 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 31 年 2 月 28 日から令和 11 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 1 月 14 日となっております。

番号 13、関係の土地については、字朱円東 2 筆、地目畠、合計面積は 17,240 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 28 年 12 月 22 日から令和 9 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 1 月 14 日となっております。

番号 14、関係の土地については、字朱円東 3 筆、地目畠、合計面積は 26,359.45 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 6 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 1 月 14 日となっております。

番号 15、関係の土地については、字朱円東 1 筆、地目畠、面積は 45,000 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 12 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 1 月 14 日となっております。

番号 16、関係の土地については、字以久科南 1 筆、地目畠、面積は 48,625 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 29 年 5 月 30 日から令和 4 年 5 月 29 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 1 月 14 日となっております。

	<p>番号 17、関係の土地については、字以久科南 6 筆、地目畠、合計面積は 53,263.32 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 30 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 1 月 14 日となっております。</p> <p>番号 18、関係の土地については、字中斜里 2 筆、地目畠、合計面積は 28,000 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 29 年 12 月 22 日から令和 4 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 1 月 14 日となっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>
議長	合意解約通知について確認決定してよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	それでは決定とします。
	日程 3、議案第 85 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明お願いします。
事務局	<p>議案第 85 号農地法第 3 条の規定による許可申請について  農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字以久科北 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 39,995 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が離農したので申請地を賃貸したい。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 2、関係の土地については字朱円東 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 319.62 m<sup>2</sup>、申請の理由は譲渡人が今後農業は行わないので譲渡する贈与となっています。譲受人が経営規模拡大のため譲受するとなっています。 労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 3、関係の土地については字朱円東 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 319.62 m<sup>2</sup>、申請の理由は譲渡人が今後農業は行わないので譲渡する贈与となっています。譲受人が経営規模拡大のため譲受するとなっています。 労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 4、関係の土地については字朱円東 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 319.62 m<sup>2</sup>、申請の理由は譲渡人が今後農業は行わないので譲渡する贈与となっています。譲受人が経営規模拡大のため譲受するとなっています。 労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 5、関係の土地については字朱円東 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 319.62 m<sup>2</sup>、申請の理由は譲渡人が今後農業は行わないので譲渡する贈与となっ</p>

	<p>ています。譲受人が経営規模拡大のため譲受するとなっています。 労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 6、関係の土地については字朱円東 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 319.62 m<sup>2</sup>、申請の理由は譲渡人が今後農業は行わないので譲渡する贈与となっています。譲受人が経営規模拡大のため譲受するとなっています。 労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 7、関係の土地については字朱円東 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 319.62 m<sup>2</sup>、申請の理由は譲渡人が今後農業は行わないので譲渡する贈与となっています。譲受人が経営規模拡大のため譲受するとなっています。 労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 2 から区分 7 まではそれぞれ持分が 12 分の 2 となっています。</p> <p>位置図については 1 から 7 番 5 頁記載となっています。</p> <p>現地調査については 1 番が 1 月 21 日(金)市村委員、菅野委員、波多野委員で行っています。2 番から 7 番は 1 月 21 日(金)泉委員、青柳委員、菱川委員で行っています。</p> <p>別紙の農地法第 3 条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	区分 1 の現地確認委員、市村委員どうでしたか。
市村委員	問題ありません。
議長	区分 1 を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分 1 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。
	区分 2 から 7 の現地確認委員、泉委員どうでしたか。
泉委員	問題ありません。
議長	区分 2 から 7 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分 2 から 7 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。
	日程 4、議案第 86 号農地法第 4 条の規定による許可申請について説明をお願いしま

事務局	<p>す。</p> <p>議案第 86 号農地法第 4 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字以久科北 1 筆、地目畠、面積は 635 m<sup>2</sup>申請の理由 については農業用施設の建設追認、転用の概要については記載のとおりとなっており ます。</p> <p>位置図については、同頁記載となっています。</p> <p>現地調査については 1 月 21 日(金)市村委員、菅野委員、波多野委員で行っています。</p> <p>別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	現地確認委員の市村委員どうでしたか。
市村委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定しま す。</p> <p>日程 5、議案第 87 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明お願いしま す。</p>
事務局	<p>議案第 87 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字富士 1 筆、地目畠、面積は 20,460 m<sup>2</sup>申請の理由に については砂利採取、採取量は 26,887 m<sup>3</sup> 転用の期間については令和 4 年許可日から 令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。</p> <p>位置図は同頁記載のとおり、現地確認は 1 月 21 日(金)波多野委員、菅野委員、市村 委員で行っています。</p> <p>別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	現地確認委員の菅野委員どうでしたか。
菅野委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。

全員 議長	<p>異議なし。</p> <p>農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 6、議案第 88 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明お願ひします。</p>
事務局	<p>議案第 88 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について</p> <p>(1)所有権の設定関係</p> <p>番号 1、関係の土地については、字越川 14 筆、地目畠、合計面積は 82,682 m<sup>2</sup>、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受する。価格は 12,834 千円、反当り 155 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。</p> <p>幹旋委員は佐藤委員長、波多野副委員長、菅野委員、市村委員、星委員、石川委員、崎田委員で行っています。</p> <p>番号 2、関係の土地については、字朱円東 3 筆、地目畠、合計面積は 55,693 m<sup>2</sup>、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受する。価格は 10,915 千円、反当り 196 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。</p> <p>幹旋委員は菱川委員長、田中副委員長、小池委員、泉委員、青柳委員、村上委員で行っています。</p> <p>番号 3、関係の土地については、字朱円東 4 筆、地目畠、合計面積は 36,766 m<sup>2</sup>、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受する。価格は 7,057 千円、反当り 192 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。</p> <p>幹旋委員は菱川委員長、田中副委員長、小池委員、泉委員、青柳委員、村上委員で行っています。</p> <p>番号 4、関係の土地については、字美咲 3 筆、地目畠、合計面積は 17,498 m<sup>2</sup>、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受する。価格は 4,164 千円、反当り 238 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。</p> <p>幹旋委員は馬場委員長、岩井副委員長、尾崎委員、東城委員、石川委員で行っています。</p> <p>位置図については 1 番が 9 頁、2 から 4 番は 10 頁に記載となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書も併せて確認をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	(1)の所有権の設定関係について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。

議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>(2) 利用権の設定関係について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2) 利用権の設定関係</p> <p>番号 1、関係の土地については字以久科北 5 筆、地目畠、合計面積は 63,997 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は令和 4 年 1 月 25 日から令和 8 年 11 月 25 日までとなっています。借賃は反当たり 4,320 円、毎年 12 月 10 日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 2、関係の土地については字以久科南他 33 筆、地目畠、合計面積は 461,479.35 m<sup>2</sup>、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和 14 年 11 月 30 日までとなっています。</p> <p>番号 3、関係の土地については字川上他 21 筆、地目畠、合計面積は 215,652.6 m<sup>2</sup>、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和 14 年 11 月 30 日までとなっています。</p> <p>番号 4、関係の土地については字大栄 1 筆、地目畠、面積は 21,000 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 8 年 11 月 30 日までとなっています。借賃は反当たり 10,000 円、毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 5、関係の土地については字大栄 1 筆、地目畠、面積は 19,688 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 8 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 8,000 円、毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 6、関係の土地については字大栄 2 筆、地目畠、合計面積は 28,102 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 8 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 8,000 円、毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 7、関係の土地については字美咲 4 筆、地目畠、合計面積は 7,610 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 14 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 7,500 円、毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 8、関係の土地については字大栄他 17 筆、地目畠、合計面積は 279,360 m<sup>2</sup>、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和 14 年 11 月 30 日までとなっています。</p> <p>番号 9、関係の土地については字朱円東 18 筆、地目畠、合計面積は 168,695.05 m<sup>2</sup>、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和 14 年 11 月 30 日までとなっています。</p> <p>番号 10、関係の土地については字峰浜 6 筆、地目畠、合計面積は 37,438 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 14 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 5,000 円、毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 11、関係の土地については字朱円東 2 筆、地目畠、合計面積は 24,456 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 14 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 10,000 円、毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p>

	<p>番号 12、関係の土地については字朱円東 3 筆、地目畠、合計面積は 52,520 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 14 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 9,000 円、毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 13、関係の土地については字朱円東 2 筆、地目畠、合計面積は 17,240 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 14 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 8,000 円、毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 14、関係の土地については字朱円東 3 筆、地目畠、合計面積は 26,359.45 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 14 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 9,500 円、毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 15、関係の土地については字朱円東 1 筆、地目畠、面積は 45,000 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 14 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 9,000 円、毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>位置図は 1 番が 14 頁、2 から 15 番目まで経営移譲のため省略となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	(2)の利用権の設定関係、1 から 15 番について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 7、議案第 89 号農用地利用配分計画に係る意見照会について説明お願いします。</p>
事務局	<p>議案第 89 号農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、下記の農用地利用配分計画について審議を求める。</p> <p>番号 1、関係の土地については字美咲 1 筆、地目畠、面積は 22,459 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃借権、期間は令和 4 年 3 月 15 日から令和 7 年 11 月 30 日まで、経営面積は記載のとおり、権利移転の理由は後継者に経営移譲するため、支払方法は毎年 12 月 10 日までに振込となっています。</p> <p>位置図については、経営移譲のため省略となっています。以上です。</p>
議長	番号 1 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	異議なしと認め決定します。

ここで休憩とし、日程 8 その他、協議・報告事項の説明をお願いします。

(一時休憩)

本会議に戻し、全体を通して何か意見等ありませんか。

ありません。

以上をもちまして第 18 回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和 4 年 1 月 25 日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 尾崎知子

議事録署名委員 田中和彦